

特集 知って安心、消費生活のはなし

「私は大丈夫」 と思っ ていませんか？

愛する息子や娘などをかたる振り込み詐欺をはじめ、役所の職員になりすました還付金詐欺など、心のスキをついた巧妙な手口が横行しています。

その中でも、私たちが「消費者」の立場で起こる被害について、各年代で注意が必要な事例と対処方法を、『消費生活相談員』の皆さんに聞きました。

消費生活相談員は、消費生活にかかわる相談に応じるため、専門の知識と能力を持っています。





小学生く10代の被害

ゲームサイトの利用には 注意が必要です

教えて、相談員さん

携帯電話の利用料金が20万円！

子どもがしたことですが、支払わない
といけませんか？

小学4年生の息子が「お父さん、携帯電話でゲームしていい？」と言ってきました。私が普段、無料のゲームを利用していたのを見ていたようです。「30分だけ」という約束で携帯電話を渡し、その後も何回か遊ばせていました。翌月になり、先月分の携帯電話利用料金を見ると『20万円』と、高額になっていたの

です。内訳を確認すると、携帯電話の通話料金のほかに『サイト利用料』が高額となっていました。

息子に何かゲームで使用するアイテム（品物）を購入していないか聞いたところ「ボタンを押していくとアイテムがもらえたので、何度も押した」と、言っています。

私がお答えします

広告などでは『無料』が強調され、“無料ならいいか”と安易に登録してしまうようです。

携帯電話にはさまざまなゲームサイトがあり、無料で遊べるものもありますが、アイテムを購入すると、もっと面白く遊べます。そして、アイテムの購入は、子どもたちが簡単に行える場合があります。

未成年者の契約は、すべて取り消すことができるとは限りません。未成年者が携帯電話を利用する場合、フィルタリングや保護者のロック（鍵）機能、利用料金の上限を設定しておくことも必要でしょう。利用する前には家族でルールを決めましょう。

また、携帯電話だけではなく、テレビやゲーム機、携帯型音楽プレイヤーなど、インターネットに接続できる環境があれば、同じような注意が必要です。

※フィルタリング・・・インターネット上の有害な情報から子どもたちを守る、有害サイトアクセス制限サービス



ふくだ とよこ

消費生活相談員 **福田 登代子**さん